

少年法所定の成人年齢の引下げに反対する会長声明

平成27年6月17日、選挙権年齢を18歳以上とする公職選挙法の改正案が可決された。この報道に合わせて、自由民主党が民法の成年年齢や少年法の適用対象年齢を検討するために設置した「成年年齢に関する特命委員会」において、選挙権年齢に合わせて、少年法の保護の対象も18歳未満に引下げようとする議論が本格化している。

しかし、選挙権年齢に合わせる形での少年法の適用年齢の引き下げは、法理論の面からも、また、少年法の趣旨及びこれまでの成果からしても、全く誤りと言うほかない。

当会は、少年法の適用年齢の引下げに、強く反対するものである。

少年法の適用年齢の引下げの議論の主な根拠とされているのは、公職選挙法改正による選挙権年齢の引下げに平仄を合わせるという点である。

しかし、法律の適用年齢区分は、個々の法律や条項の目的によって定められるべきものであり、統一しなければならないものではない。例えば、民法においても、遺言や養子縁組について15歳から本人の意思のみで行うことを認めている一方で、契約を本人の意思のみで行うことについては、20歳を基準にしている。

少年法と公職選挙法は、全く異なる制度に関する法律である。これらの適用年齢を統一させる必然性がないことは言うまでもない。

そもそも少年法は、若年者が成長発達途上にあり可塑性が高いことから、保護・教育的処遇を適切に行い、少年の更生と再犯防止を実現することを主たる目的としている。そのような目的を有する少年法において、適用対象年齢は、人格的な発達・成熟の程度を鑑みて、保護・教育的処遇の妥当性の観点から決定されるべきである。他方で、選挙権年齢は、若年者の政治への参画を促してその意見を政策により反映していくことを目的として、今般引下げが決定されたものであり、当該少年の更生や再犯防止とは全く無関係である。このように、少年法の適用年齢と選挙権年齢は全く別個の問題であり、同列に論じるのは大きな誤りである。

報道によれば、「年長少年が選挙制度において大人として扱われるようになることから、刑事手続においても大人としての責任を持つべきである」などという議論もなされているが、上記のような制度趣旨を無視しており、あまりに雑駁で合理性がない議論と言わざるを得ない。

一方で、少年法の適用年齢の引下げを行うことには、大きな危険性が伴っている。

現在、成人の刑事手続においては、約7割の事件において、「起訴猶予」として、何らの処分がされることなく、事件終結に至っている。その一方で、少年事件であれば、捜査機関による犯罪に対する捜査の後、その事件の軽重に関わらず、全ての事件が家庭裁判所へ送致され、家庭裁判所調査官による社会調査

が行われる。この社会調査を通じて、処分の有無に関わらず、刑事手続を越える内省の機会を与えられることとなる。

すなわち、18歳又は19歳の若年者を成人と同様の刑事手続の対象としたとき、若年者は、自己が犯してしまった非行事実の原因について十分な内省の機会がないまま、刑罰を科され、あるいは検察官の判断により起訴猶予とされることとなり、単に更生の可能性のある者からその機会を奪うにすぎない結果となる。このような対応が、若年者の更生に資するとは思われない。再犯の防止という社会的利益を損ない、新たな犯罪被害者を増加させてしまうだけである。

現行少年法は、家庭裁判所調査官の専門的知識を利用しつつ、少年の非行事実の原因を司法手続の中で解明し、少年の更生と再犯防止を実現するという点において、18歳又は19歳の少年に関しても、十分に機能している。少年犯罪の増加や凶悪化といった立法事実はなく、現行少年法が非行の温床になっているとも考えられない。実際に、少年刑法犯の検挙人員は、昭和58年の31万7438人をピークとして平成25年には9万413人と大きく減少している。おり、殺人・強盗などの重大犯罪について見ても、昭和30年代後半に約8000人の検挙人員を数えていたが、ここ数年は、その12%程度の人数まで減少している。

特に、少年の再非行率が成人の再犯率の半数程度であることは、現行少年法が十分に機能していることを明らかにしている。そのような中、あえて適用対象年齢の引下げを行う理由はない。

なお、現行少年法においても、非行事実が重大であり、年齢等の事情に鑑みて刑事責任を問うべきと認められる少年については、家庭裁判所より改めて検察官へ送致され、刑事裁判を受けることとなる。かかる制度により、少年法の適用があっても、なお刑事処分を受けることはあり得るように、現在でも、個々の具体的な事情に応じた適切な処遇の選択が、十分に実現されている。このことからしても、少年法の適用年齢を引き下げる必要性は全くない。

少年法の適用年齢の問題は、少年法の制度趣旨の根幹に関わる重大な問題であり、法の目的と少年法の効果を鑑みて、慎重に判断すべき事柄である。単に他の制度における成人年齢と平仄を合せれば良いというような単純な議論は完全に誤っている。

以上のとおり、当会は、少年法の適用年齢の引下げに、強く反対する。

以上

2015年7月24日

群馬弁護士会
会長 橋 爪 健